

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年4月28日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第5号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

別表第6中「第22号 削除」を「第22号 株式会社ニチイ学館（桃陽病院用）」  
に改める。

附 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

(会計室)